

令和元年度第2回廃棄物減量等推進審議会議事録

日時：令和2年2月7日（金）午前9時30分から

場所：多治見市役所 5階 第1会議室

出席委員：小澤会長、山田（誠）副会長、竹本委員、榊岡委員、後藤委員、各務委員、
松田委員、山田（輝）委員、宮川委員

欠席委員：河地委員、佐伯委員、長谷部委員

事務局：若尾環境文化部長、安藤清掃事務所所長、日比野環境課課長、
上下水道課 田口課長代理、木村主査
環境課 安田課長代理、箱谷総括主査、坪山総括主査

○開会あいさつ

○環境文化部長あいさつ

○委嘱状の交付

（事務局）本日は、第12次廃棄物減量等推進審議会の委員委嘱後初めての審議会である。最初に会長、副会長の互選を行うが、会長、副会長が決まるまで事務局で進行をする。また、今日の出席委員数は9名で、廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条第2項の規定による半数以上の定足数を満たしているので、審議会は成立していることを報告する。では、委員の皆様のお名前を呼ぶので、委員の方には自己紹介をお願いしたい。

○委員自己紹介

（事務局）次に、欠席委員の紹介をする。

○欠席委員の紹介

（事務局）事務局も自己紹介をする。

○事務局自己紹介

（事務局）多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、この審議会の会長及び副会長は委員の互選により決めることとなっている。特に皆様からのご意見がなければ、事務局に一任させていただくことで、ご異議は無いか。

（異議無し）

（事務局）ご異議が無いので、事務局から推薦させていただく。会長には小澤委員、副会長には山田（誠）委員をお願いしたいと思うが、いかがか。

(拍手)

(事務局) ご承認いただいたので、会長を小澤委員、副会長を山田(誠)委員に決定した。小澤委員は会長席へ、山田(誠)委員は副会長席へご移動願う。

(会長、副会長 席移動)

(事務局) 会長と副会長から、改めて、ご挨拶をいただきたい。

○会長、副会長あいさつ

(事務局) 廃棄物減量等推進審議会と議事録については、情報公開条例の規定により公開としており、会議の進捗状況を周知させるため、議事録は発言委員の名前を除き、多治見市ホームページで公開することになっているので、ご承知おきいただきたい。では、次に本日の資料の確認をする。

○資料の確認

(事務局) それでは、これ以降の司会進行については会長にお願いする。

(会長) では、次第に沿って、審議を始める。議題1「令和2年度多治見市一般廃棄物処理実施計画(案)について」は【議決案件】となっているので、今日、審議をして結論を出さなくては行けない案件である。まず、事務局から説明をしていただきたい。

議題1

「令和2年度多治見市一般廃棄物処理実施計画(案)」について

(資料1-1)に基づき事務局より説明)

概要

- ・10年度単位の「第3次多治見市一般廃棄物処理(ごみ処理)基本計画」(平成29～令和8年度)があり、1年度ごとに「一般廃棄物処理実施計画」を策定。
- ・令和2年度のごみ、し尿等の処理予定量は、それぞれの「基本計画」や過去3年間の実績から算出。
- ・ごみの中間処理施設として、令和2年度は「名古屋市大江破碎工場」を追加。
- ・令和2年度の重点的に取り組むごみ減量施策5項目のうち、1番目の「ごみ処理手数料の見直し」と、2番目の「色・柄発泡トレイの収集方法と処理方法の見直し」について説明。

主な意見・質問

(委員) 1ページ目の「(ア)ごみ」の処理対象人口が107,089人で、「(イ)し尿等」の処理対象人口が109,219人と違っているのはなぜか。

(事務局) 「(ア)ごみ」の方は「第3次一般廃棄物処理(ごみ処理)基本計画」、「(イ)し尿等」の方は「多治見市生活排水処理基本計画」、それぞれの基本計画の計画数値を記載しているの

で、処理対象人口の数値が違う。

(委員) 1 ページ目の(イ)し尿等」の計画収集人口が 1,600 人となっているが、こんなに減るのか。

(事務局)「多治見市生活排水処理基本計画」では、令和 7 年度にし尿の収集人口を 0 人とする計画になっているので、この計画から算出している。「多治見市生活排水処理基本計画」を策定したのは平成 22 年度。基本計画を策定してから月日が経ち計画した数値と実際の数値に差ができてるのが現状。現在の「多治見市生活排水処理基本計画」は令和 7 年度までの計画であるが、令和 2 年度に見直すことになっているので、今が一番、計画した数値と実際の数値に差が有る時期である。見直しで計画の数値を修正することになるかもしれないが、現時点では、この数値を使うしかないので、ご理解をいただきたい。また、下水道への切り替え、浄化槽への切り替えで、し尿の収集については確実に減る方向である。

(会長) 長期間の計画なので、計画数値と現状の数値に差があるが、計画に記載されている数値を使うということによろしいか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 2 ページ目に「(ア-2) ごみ処理手数料等」が記載されている。手数料はこのままで良いと考えるが、良い機会だと思い発言させてもらう。今の指定ごみ袋は、ごみを入れるとすぐに裂けてしまう。指定ごみ袋をボランティア袋ぐらいに、もっと丈夫に作って欲しい。

(事務局) 指定ごみ袋の丈夫さであるが、ごみは回収した後、燃やす前にピットで攪拌する必要があるため、指定ごみ袋は裂けることを前提に作っている。ボランティア袋は枝木を入れることが多いので、多少、丈夫に作っている。

(委員) 指定ごみ袋は裂けやすいので、自分は袋が裂けないようにごみの入れ方を工夫している。

(事務局) ここで、来年度の破碎ごみの処理方法の説明をしたい。

(会長) では、お願いします。

(資料 1-2)に基づき事務局より説明)

概要

- ・ 昨年の 8 月 31 日の火災で、三の倉センターの破碎処理施設と飲料缶の選別機が使えなくなった。
- ・ その後、復旧に向けていろいろと検討したが、破碎処理施設を復旧するのに 10 億円が必要という試算となった。
- ・ 三の倉センターは、あと 13 年しか使えない。その 13 年のために破碎処理施設の復旧に 10 億円を使うより、破碎ごみの一部は三の倉センターで焼却し、一部は名古屋市の施設に搬入して処理する方法で対応することとした。

・飲料缶については、令和2年度に大畑センターに飲料缶の選別機を導入予定。

主な意見・質問

(委員) 破碎処理施設は復旧させないのか。

(事務局) 復旧しない。

(委員) 今、大畑センターに破碎ごみが保管されているが、処理できるのか。

(事務局) 少しずつ処理をしていきたいと考えている。

(会長) 他に意見、質問は無いか。では、議題1「令和2年度多治見市一般廃棄物処理実施計画(案)について」は、事務局案のとおりで承認するという事によろしいか。

(異議無し)

(会長) では、「令和2年度多治見市一般廃棄物処理実施計画(案)」を承認する。

(事務局) ありがとうございます。

(会長) 続いて、【報告案件】の議題2「多治見市資源集団回収事業奨励金交付制度の改正について」、事務局から説明をしていただきたい。

議題2

多治見市資源集団回収事業奨励金交付制度の改正について

(資料2)に基づき事務局より説明)

概要

- ・特別奨励金を廃止する。
- ・現行の奨励金の額が「紙・布類(4円/kg)・アルミ缶(20円/kg)」であるのを、全品目一律「5円/kg」にする。
- ・今回の改正により、受け取る奨励金が増える団体もあれば、減る団体もある。しかし、奨励金の予算の総額は変えていない。今後も、引き続き、資源の集団回収をする団体を支援していきたいと考えている。

主な意見・質問

(委員) 今、少子化が進んでいて、学校で集団回収をする時、保護者の負担が大きくなっているのが現状である。

(委員) 少子化で学校が行う資源回収の回数が減ってきたように感じる。

(委員) 少子化で資源回収を止める学校も有るのか。

(委員) 自分が住んでいる校区は子どもが少ないので、集団回収をする時に各家庭に集めに行

くのではなく、各自が決まった場所に持ち込んでもらうようにして、保護者の負担が大きくなるないように工夫して実施している。

（委員）自分が関係する会に所属する団体は、小規模な団体ばかりである。改正された後の奨励金はどのように交付される見込みか。

（事務局）小規模な団体は、今、特別奨励金を受けていないので、特別奨励金の廃止は影響が無い。アルミ缶以外は奨励金の額が上がるので、交付される奨励金は増えると思う。

（委員）奨励金の収入は団体の貴重な活動資金となっている。奨励金制度は大変ありがたく思っている。

（委員）アルミ缶の奨励金の単価を、20円から5円に下げたのは、なぜか。

（事務局）今、アルミ缶の業者の引き取り単価自体が60～80円と大変高額になっているからである。

（委員）資料2の「2.改正する理由」に「交付基準や品目によって単価が異なるなどのわかりにくい制度から、各品目単一単価で、回収した量に応じた奨励金という、公平でわかりやすい制度とするため」とある。しかし、アルミ缶の1品目の単価が違うだけであるのに、そんなにわかりにくいのか。

（事務局）団体が資源回収を実施した後、奨励金の交付を受けるために団体の担当者が申請書等を提出することになっている。今、アルミ缶の単価だけが違うだけだが、記入間違い、計算間違いは大変多く、担当者に連絡をして申請書等の修正や、再提出をお願いしているのが現状である。

（委員）団体が資源回収をすると、業者から引き取り料金がもらえて、市からも奨励金がもらえる。まだ、市が奨励金交付事業を継続する必要があるのか。

（事務局）今、「地域力の向上」が課題となっている。資源回収を実施すること自体が地域力の向上となり、また、奨励金の収入が地域で活動する時の貴重な財源となっていると考えている。そのような活動については、市も応援していきたいと考えているので、奨励金交付事業を継続していきたい。

（会長）議題2「多治見市資源集団回収事業奨励金交付制度の改正について」は【報告案件】となっているので、ここでは、確認ということで議題に上がったということで、よろしいか。

（事務局）そのとおりである。庁内の手続き、パブリックコメントも全て終わっている。

（会長）では、次の【意見聴取案件】の議題3「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定書（案）について」、事務局から説明をしていただきたい。

議題3

一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定書（案）について

（資料3）に基づき事務局より説明）

概要

- ・災害等により、当該自治体だけで廃棄物が処理しきれなくなった時を想定して、廃棄物処理の相互支援ができるように東濃5市で協定を結ぼうという案が出ている。
- ・協定を結ぶ前に、委員の皆様のご意見をいただきたい。

主な意見・質問

（会長）このような協定は、全国に有るのか。

（事務局）無い。廃棄物処理については、今は自治体ごとに廃棄物処理施設を設置して運営しているが、今後は広域で廃棄物処理施設を設置して運営していくことも検討しなくていけないことになっている。そのようなことも踏まえての相互支援協定である。

（委員）他市の廃棄物を受け入れる場所等の余裕は有るのか。

（事務局）受け入れをする時点で、受け入れる場所等の余裕を確認して、受け入れることができる分だけの廃棄物を受け入れることになる。

（委員）三の倉センターの炉は、いつまで使えるのか。

（事務局）補修等をして、令和14年度までは使う予定である。

（委員）東濃5市以外で、隣接する可児市、春日井市、小牧市と協定を結ぶ考えは有るか。

（事務局）可児市は、美濃加茂市、御嵩町等と組合を作って廃棄物の広域処理をしているので、可児市とは協定は結べない。春日井市、小牧市と協定を結ぶことはできると思うが、現時点では考えていない。

（会長）この協定は、災害時の対応、応援のための協定ということによろしいか。多治見市の負担にならないように、やっていただきたい。

（事務局）災害時に、お互いの市民のために協力できることを目的とした協定である。

（委員）先ほど、隣接する春日井市、小牧市とも協定を結んではどうかと言う意見があったが、隣接すると言うことであるのなら瀬戸市とも協定を結ぶなど広げてはどうかと考える。

（会長）議題3「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定書（案）について」は【意見聴取案件】となっているので、皆様のご意見を伺うだけで、ここでは結論を出さなくて良いということで、よろしいか。

（事務局）委員の皆様からいただいたご意見を参考にして、東濃5市で今後、議論していきたい。

(会長) では、次の【審議予定案件】の議題4「廃棄物処理手数料の見直しについて」、事務局から説明をしていただきたい。

議題4 廃棄物処理手数料の見直しについて

(資料4)に基づき事務局より説明)

概要

- ・平成9年1月から家庭ごみの有料化を開始した。その後、増え続ける家庭ごみを減らすために、「公平負担・ごみ減量の動機づけ」として平成17年7月に廃棄物処理手数料の改定をした。
- ・市役所全体で4年ごとに手数料や使用料の見直しをしている。今回は、令和3年度分からの手数料や使用料の見直しをしなくてはならないので、令和2年度に手数料や使用料の見直しをする。
- ・平成24年度においては、ごみの処理費用は増大していたが、市民の方の努力により家庭ごみの排出量は減少していたので、平成25年度からの手数料の改定は見送った。
- ・その後も、家庭ごみの減量は継続できているので、平成28年度と平成31年度に消費税相当分のみを転嫁をするための手数料の改定をした。
- ・平成17年7月に廃棄物処理手数料の改定をした時に、実際にごみを処理する経費のうち、家庭ごみについては1/3、事業ごみについて2/3を負担するのが妥当ではないかという目安を決めている。
- ・現在、ごみの処理経費のうち、家庭ごみについてはごみ袋の大きさや、収集ではなく持ち込みかによって差が有るが負担割合が17.62～23.11%で、事業ごみについては37.01%で、平成17年7月に決めた負担割合と差が有る。

主な意見・質問

(委員) 指定ごみ袋の製造単価には、変動が有るのか。

(事務局) 変動は有る。製造単価は上昇傾向である。

(委員) 多治見市のごみ袋処理手数料は、近隣の市町村と比べて高いか。

(事務局) 多治見市が高いものもあるが、ごみの種類によっては多治見市より高くなっているものもある。

(会長) この議題については、本日は概要の説明を受けて、次回から審議していくということによろしいか。

(事務局) そのとおりである。今日、示した資料では、これまで手数料を検討した時に使用した費用をそのまま使用してごみ処理経費を算出したが、次回には、ごみ処理経費の中を含むべき費用を精査して手数料の改定案を示すので、ご審議いただきたい。

(会長) では、次の【審議予定案件】の議題5「高齢者世帯支援(戸別収集)事業の開始と処理困難物(スプリング入りマットレス)の処理手数料の徴収について」、事務局から説明をしていただきたい。

議題5 高齢者世帯支援（戸別収集）事業の開始と処理困難物（スプリング入りマットレス）の処理手数料の徴収について

〔資料5〕に基づき事務局より説明）

概要

【高齢者世帯支援（戸別収集）事業の開始について】

- ・粗大ごみを、ごみステーションに持っていくことも、センターに持ち込むこともできない75歳以上の高齢者世帯を対象に、戸別収集をする事業を開始することを検討している。

主な意見・質問

（副会長）戸別収集する時には、高齢者世帯の家の中まで入って収集するのか。

（事務局）家の中には入らない。粗大ごみは玄関先まで出して欲しい。

（副会長）粗大ごみを、ごみステーションに持っていくことができない高齢者は、玄関先まで出すことも難しいと考えるがいかがか。

（事務局）ごみの収集日の平日の当日の8時半までに離れて住んでいる家族が来て、ごみステーションに粗大ごみを持っていくことは難しいと思うが、収集日が決まれば、それまでに離れて住んでいる家族が来て、粗大ごみを玄関先まで出しておくことはやってもらえると考えている。

概要

【処理困難物（スプリング入りマットレス）の処理手数料の徴収について】

- ・現在、スプリング入りマットレスは機械で処理できず、センターの職員が手作業で解体しており、処理をするのに手間（経費）がかかっている。
- ・このため、スプリング入りマットレスについては、今の重さによる処理手数料に加算して、解体に要する処理手数料も徴収することを検討している。

主な意見・質問

（委員）スプリング入りマットレスも、テレビや冷蔵庫と同じようにできないか。

（事務局）できない。テレビや冷蔵庫は家電リサイクル法に基づいてリサイクルされている。家電リサイクル法の対象となる品目は、①テレビ、②冷蔵庫・冷凍庫、③洗濯機・衣類乾燥機、④エアコンの4品目だけで、スプリング入りマットレスは対象ではない。

【共通】

主な意見・質問

（会長）この二つは、いつまでに決めないといけないか。

（事務局）どちらも手数料が必要で、条例を改正する必要がある。条例を改正するためには9月の議会にかけないといけないので、6月には結論が出ているようにしたい。そのため、4月と5月に審議会を開催させていただきたい。

(会長) では、次回の4月の審議会で具体的な処理手数料の案を示していただきたい。次に【審議予定案件】の議題6「分別品目の見直しについて」、事務局から説明をしていただきたい。

議題6 分別品目の見直しについて

概要

【色・柄発泡トレイの処理方法とスプレー缶の処理方法について】

- ・今年度、色・柄発泡トレイについては、暫定的な処理方法としてリサイクルせずに焼却しているが、来年度も色・柄発泡トレイは、引き続き焼却する。
- ・スプレー缶については、スプレー缶に穴を開けている時に爆発が起きた事故があり、環境省から「スプレー缶に穴を開けないで回収をするように」と通達が来た。しかし、いろいろと検討したが、多治見市では、これまでどおりスプレー缶に穴を開けて排出された物を回収することにした。

主な意見・質問

(会長) 色・柄発泡トレイの処理方法を、リサイクルせずに焼却することとした理由は。

(事務局) 以前から、色・柄発泡トレイはリサイクルするにしても、逆有償であった。その逆有償の金額が、今年度の令和元年度から大変値上がりすることがわかったため、今年度は暫定的処理方法として、リサイクルせずに焼却することにした。

(委員) 色・柄発泡トレイ以外の品目は、きちんとリサイクルされているのか。

(事務局) 容器包装リサイクル協会にリサイクルを依頼しているので、ちゃんとリサイクルされている。リサイクルをするためには、手間もかかるし、費用もかかる。色・柄発泡トレイについては、素材としてリサイクルするためには、かなり高額な費用がかかる。そうであるならば、素材としてリサイクルするだけでなく、燃やして熱としてリサイクルすること、サーマルリサイクルをすることも良しとしなくてはならないと考えている。

(会長) スプレー缶の穴を開けることについては、どう考えるか。

(事務局) スプレー缶に穴を開けている時に爆発が起きた事故があつたが、その事故はかなり特殊な状況で起きたものである。多治見市は、当面、これまでどおりスプレー缶に穴を開けていただいた物を回収していく。

(会長) 議題6「分別品目の見直しについて」の審議は、これで終了とする。最後に、【その他】として「今後の廃棄物減量等推進審議会の開催予定について」、事務局から説明をしていただきたい。

議題7 今後の廃棄物減量等推進審議会の開催予定について

(事務局) 本日の議題の中で、【審議予定案件】とした議題4「廃棄物処理手数料の見直しについて」と、議題5「高齢者世帯支援(戸別収集)事業の開始と処理困難物(スプリング

入りマットレス)の処理手数料の徴収について」は、6月までに結論を出さなくてははいけない。そのため、次回、令和2年度の第1回の廃棄物減量等推進審議会については、4月28日の火曜日に、会場は今日と同じ多治見市役所本庁舎5階第1会議室で開催する。また、第2回も5月中に開催したいと考えているので、委員の皆様には、ご出席いただきたい。

(会長)では、これで本日の審議会を終了する。

○閉会あいさつ

閉会 午前11時45分